

国内特許出願手続における諸問題

岡 本 栄 太 郎

目 次

- 1 特許出願の意義
- 2 出願書類
 - (1) 願 書
 - (2) 明細書
 - ①発明の名称
 - ②図面の簡単な説明
 - ③発明の詳細な説明
 - ④特許請求の範囲
 - (3) 図 面
 - (4) 明細書の具体例
- 3 一発明一出願の原則
 - (1) 一発明一出願の原則の意義
 - (2) 日本における一発明の概念
 - (3) 特許協力条約における発明の範囲
 - (4) 一発明一出願の例外（併合出願）
 - (5) 一発明一出願の原則に違反する場合

1 特許出願の意義

特許を受けようとする者(特許を受ける権利の権利者およびその承継人)は、一定の方式(要式主義)の願書と明細書及び必要な図面を添付書類(書面主義)として、特許庁長官に提出(申請主義)しなければならない(特36条1, 2項)。

特許を受ける権利が共有に係る場合は、共同で提出しなければならない（特37条）。特許庁長官が願書を受理したときは、これに出願の番号を付けてその番号が出願人に通知される（特施規28条）。このように特許出願手続は、申請主義、要式主義、書面主義の原則が採られている。

2 出願書類

(1) 願書 (application)

願書には、①特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名、②提出の年月日、③発明の名称、④発明者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない（特36条1項）。

願書には添付書類等（明細書・必要な図面）を添付しなければならない（特36条2項）。なお、代理人による場合は委任状⁹（特10条）、優先権主張の場合はその旨と出願国名・出願年月日を記載した書面（特43条1項）が添付書類としてさらに必要となる。もっとも、特許を受ける権利の承継人が出願する場合には、その承継を証する書面の添付は必要でなく、特許庁長官の命令がある時だけ提出すればよい（特施規5条）。

特許庁長官に願書を提出する場合は、手数料（出願料）の納付をしなければならない（特195条1項）。

手続が特許法に定める方式に違反しているとき、すなわち、願書の方式に違反がある場合（特36条違反）、委任状の添付の無い場合（特10条違反）とか、または特許法に基く命令で定める方式に違反しているとき、すなわち、書面が日本語で記載されていない場合（特施規2条1項）・相手方送付の為に必要な員数の副本が提出されていない場合（特施規4条）とか⁹、もしくは手数料を納付しない場合は、特許庁長官は一定の期間を指定して手続の補正を命ずることができる（特17条2項）。この期間内に補正をしない時は、出願を無効にすることができる（特18条）。

(注1) 代理人選任届は、原則として、提出しなければならないが(特施規9条の2第2項)、慣行として特許庁は出願の時のみ提出の省略を認めている。吉藤・概説(5)・P.169, 参照。

(注2) 特許庁・解説, P.60, 参照。

(2) 明細書 (specification)

明細書とは、願書に添付される書類であるが、発明の内容を公開する文書であると共に第三者に開示することによって付与される権利の性質・内容・範囲を決定するものである。明細書に記載すべき事項として、①発明の名称、②図面の簡単な説明、③発明の詳細なる説明、④特許請求の範囲などが規定されている(特36条2項)。

① 発明の名称 (title of the invention)

発明の名称は、その発明の内容を簡明に表示するものでなければならない(特施規24・様式16の備考11)。これは、出願の分類・整理・調査などを容易にするためである^①。

したがって、発明の内容が簡単にわかるように要領よく記載する必要がある。簡単に記載すると言っても、あまりにも莫然とした記載やあまりにも長い記載はさげねばならない。たとえば、「遠心脱水機の脱水かごの首振り防止装置」とすべきところを単に「遠心脱水機」と書いたり、「脱水かごが首を振らず、起動が円滑に行われるようにした遠心脱水機」とするのは、いずれも適当でない^②。

また、発明の内容に直接関係のない個人名、商標名、商品の愛称、非常に抽象的な性能しか表わさない語あるいは「特許」という語を発明の名称に付してはならない。たとえば、発明者の姓名を付けて「何集式何々」としたり、「最新式」とか「文明式」とかを添えたり、あるいは「特許何々」とするのはいけない^③。

また、併合出願(特38条但書による出願)による場合で、特許請求の範囲に異なるカテゴリーの発明(物、製造方法、製造装置、使用方法等)を記載するときは、それらは発明の名称に明示しなければならない。たとえば、「模様紙

その製造方法及びその製造装置」のように記載すればよい^④。

発明の名称は、特許請求の範囲で使用する用語を使用して記載しなければならない^⑤。

発明の名称は、その発明の属する技術分野が分るように記載しなければならない。たとえば、発明の内容が自動制御装置であって、多方面の産業分野に応用できる場合は、発明の名称を「自動制御装置」と書くことは良いが、温度を制御するために用いられるだけにすぎない場合は「自動温度制御装置」と記載するのが適当である^⑥。

(注1) 吉藤・概説(5)・P.170。

(注2) 特許庁・便覧：23・01A—(1)，参照。

(注3) 前掲書・23・01A—(2)，参照。

(注4) 前掲書・23・01A—(3)，参照。

(注5) 前掲書・23・01A—(4)，参照。

(注6) 前掲書・23・01A—(5)，参照。

② 図面の簡単な説明 (brief description of the drawings)

図面の簡単な説明の欄には、第1図は平面図、第2図は立面図、第3図は断面図のように記載されねばならない(特施規24条・様式16の備考12)。

実務上は、添付された図面の一つ一つについて、どのような所を表わした図面であるかを簡単に記載してあればよい。たとえば、第1図は全体を組立てた平面図、第2図は何々の部分を示す正面図、第3図は何々の部分の従断面図のごときである。ただし、各部分の符号や構造についての説明は、ここには書いてはならない^⑦。図面の作成要領は、特許法施行規則第25条様式第17にもとづいてなされねばならない^⑧。もっとも、化学的方法に関する発明のように、明細書に図面を添付して説明する必要のない場合は、この欄は必要でない^⑨。

(注1) 特許庁・便覧：27・01A，参照。

図面についての詳細な説明は、発明の詳細な説明欄で行なわれるから、本欄では必要がない。(吉藤・概説(5)・P.170，参照)。

(注2) 特許庁・便覧：28・01A，参照。

(注3) 前掲書・27・01A，参照。

③ 発明の詳細な説明 (detailed description of the invention)

発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成および効果を記載しなければならない(特36条4項)。

明細書および図面は、独占・排他的権利である特許権を与えることを引換に、その発明に係る新しい技術を一般に公開するための文書であるから、その内容である技術が、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に実施することができる程度に、その発明の目的、構成および効果を記載されねばならない^①。従って、これらの記載要領^②に違反したものは、出願拒絶の理由(特49条)および特許無効の理由(特123条)とされている。

(1)発明の目的

従来技術には、必ずしう何等かの欠点あるいは未解決の問題が存在するものである。発明の目的とは、これらの問題点を解決し、新しい分野を開拓することにある。従って、発明の目的欄には、その発明が解決しようとする問題点および産業上の利用分野などを、従来技術との関連において記載されなければならない(特施規24条・様式16の備考13のイ)。

問題点の記載^③は、一つに限定されることはない。なぜならば、一つの発明において同時に一つ以上の問題点が解決されることがあるからである。

産業上の利用分野の記載は、その発明がどのような産業部門で利用される技術であるかを記載すればよい^④。発明が産業上利用することのできるものでなければならないことから(特29条)、当然である。しかしながら、産業上の利用分野は、「問題点」の記載によって明らかである場合が多いので、実務上は記載されないことが多い。

従来技術との関連において記載するとは、当該発明と従来技術とを比較対照しながら記載することを意味する。すべての発明は、従来技術を前提技術と

してなされるものである。従って、当該発明に係る技術と従来技術との比較対照は、両者の差異を明瞭に浮かきあがらせ発明の特徴とその技術範囲を解釈する上での重要な要素となるものである。それ故に、従来技術は、多くの角度から当該発明と技術的かつ時間的に最も近いものについて比較対象されるべきである⁹⁾。

発明の説明のため、または従来技術の説明のために文献を引用する場合は、単に文献名を引用するだけでなく、文献から引用しようとする必要事項をも具体的に記載しなければならない⁹⁾。

(ウ)発明の構成

発明の構成には、「発明の目的」の問題点を解決するためどのような手段を講じたかをその作用とともに記載されねばならない。この場合において、必要があるときは、当該発明の構成が実際上どのように具体化されるかを示す実施例を記載する。その実施例は、特許出願人が最良の結果をもたらすと思うものをなるべく多種類掲げて記載し、必要に応じ具体的数字に基づいて事実を記載する（特施規24条・様式16備考13のロ）。

実施例を多種類あげて記載するとは、類似内容の実施例をできるかぎり多数あげればよいという意味ではなく、発明のすべての範囲を例示することのできるように実施例を多数挙げることを意味する。従って、必要に応じて、基礎データ・実施態様⁹⁾・実施例・比較例などを挙げながら説明すべきである⁹⁾。実施例において、入手が困難な材料・素子などを使用する場合は、その製造方法または入手先を記載しなければならない⁹⁾。

発明の構成は具体的に記載する必要があるから、たとえば、特許請求の範囲で包括的な記載がなされているときは、それによって具体的構成が理論的・経験的に分る場合を除いて、その包括的記載に属する個々の代表的な例について記載しなければならない⁹⁾。

(エ)発明の効果

発明の効果には、当該発明によって生じた特有の効果をなるべく具体的に記載する⁹⁾（特施規24条・様式16備考13のハ）。当該発明によって生じた特有の

効果とは、たとえば、「簡単な構造」とか「容易な製作」などのように、当該発明の構成要件によってのみ得られるもの⁹⁾であると言えないような効果を、意味するものではない。

発明の作用効果の記載は、実施例における作用効果と同等のものとして認められる場合を除いて、実施例に特有の作用効果の記載をもって、発明の作用効果の記載に代えてはならない⁹⁾。

発明の効果は、後述する発明の同一性および発明の進歩性の判断基準の一つになる。たとえば、発明の構成が異なっていたとしても、作用効果に差異がなく、または実質的に等しいときは同一発明となる。また、公知発明と比較して作用効果に相異が認められるが、それが予期することのできる効果であるとき、当該発明の新規性あるいは進歩性が否定されることになる。従って、発明の効果は、公知発明と比較して、その作用効果に特別顕著な相異性が認められるときに、当該発明の新規性あるいは進歩性が認められる。

(注1) 専属管轄である東京高等裁判所によれば、次のように判示している。すなわち、
「本願発明に関し前期のいわゆる当業者の範囲は、原告の主張するように汙波器設計に従事している専門家のみを指すものではなく、広く遠隔測定、遠隔制御等に関係する一般電気通信の分野にも及ぶと解すべきであるから、単に汙波器の設計に従事しているきわめて限られた技術者が、甲第一号証の一に示されているような複雑な計算作業を経たうえでなければ一の実施形も得られないというのでは、その明細書および図面は容易に実施できる程度に実施の態様を記載しているものということができず、独占利用権の付与に対して新技術を公開するという前記特許制度の趣旨にかんがみ、そのような発明は、これを完成した発明として、特許することはとうていできないものといわなくてはならない。……そして、当業者が容易に実施することができる程度に明細書に開示してあるのでなければ、特許の保護を受け得る発明として完成したものであることはできない」(昭和37.5.29・東京高裁民6判決・昭和34・(行ナ)2号)。

(注2) 特許庁は記載要領として次のような諸点を挙げている(特許庁・便覧：25・01A-1)。

- (1) 発明がどの技術分野に属するものであるかを記載する。
- (2) 当該技術分野における従来技術の問題点を分析し課題を提示する。
- (3) 課題を解決するための手段の概要を特許請求の範囲の記載の理解を助けるよう

に記載する。

(4) 上記解決手段の詳細を必要に応じて基礎的データ、実施態様、実施例、比較例等を挙げながら説明する。比較例としては、当該発明と技術的かつ時間的に最も近いものについて記載する。また、例を記載するときは、実施例、比較例、応用例等の差違を明確にする。

(5) 発明の効果を具体的に記載する。

(注3) 特許庁・便覧：25・01A—1・(2)。

(注4) 前掲書：25・01A—1・(1)。

(注5) 前掲書：25・01A—1・(4)。

(注6) 前掲書：25・01A—7。

(注7) 実施態様(特36条5項、特施規24条の2・2項)は、実施例の上位概念であって実施態様の具体例が実施例であると理解される(特施規24条・様式16・13—1口)。しかし、これらの区別の実益は、実務上ないことから、一般的に従来の実施例が実施態様と改称されたものと解されている(吉藤・概説(5)・P.174, 注(2)参照)。

(注8) 特許庁・便覧：25・01A—1・(4)。

(注9) 前掲書：25・01A—4。

(注10) 前掲書：25・01A—2。

(注11) 前掲書：25・01A—1・(5)。

(注12) 同旨：吉藤・概説(5)・P.175。

(注13) 特許庁・便覧：25・01A—6。様式16・備考13のイと13のハとの区別に注意。

④ 特許請求の範囲 (claim)

特許請求の範囲とは、発明の詳細な説明の項において、目的・構成・効果にわたって公開された発明について、特許を請求しようとする技術的範囲を明示したものである。この特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載された発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載しなければならない^①(特36条5項)。また、必要に応じて、その発明の実施態様をも併せて記載することができる^②(いわゆる多項制の採用；特36条5項但書^③)。特許請求の範囲に実施態様を記載するときは、後述のように、発明の構成に欠くことのできない事項(必須要件項)の記載と実施態様(実施態様項)の記載とを区分して記載しなければならない(特施規24条の2, 1号・3号^④)。

特許出願は、発明ごとにしなければならない—発明—出願主義であるから、

特許請求の範囲は、原則として、一発明についてのものでなければならない（特38条）。この要件を満たさないときは、当該特許出願の拒絶理由となる（特49条3項）。もっとも、一発明一出願主義の例外である併合出願の場合には（特38条但書）、発明の構成に欠くことができない事項は発明ごとに区分して記載されねばならない（特36条6項；特施規24条の2，1号）^⑤これは特許権放棄（特97条1項・特185条）・特許無効の審判請求（特123条）などが発明ごとにできることと対応している。

特許請求の範囲の記載内容は、発明の構成に欠くことのできない事項とその実施態様を記載するものであるから、特許出願の許否判断、特許の有効無効判断および特許発明の技術的範囲の決定基準とされる（特70条）。この判断基準については、従来（大正10年法）の通説・判例は「発明の詳細な説明」や「図面」を含めた明細書をも一体として解釈されねばならないとしてきたが（大陸法系の立場）、現行法は「特許請求の範囲」によって決定する態度（英米法系の立場）を採った^⑥。もっとも、特許請求の範囲に使用された技術用語の水準ないし意味を明確に把握するために明細書を参照することは当然である^⑦。したがって、「特許請求の範囲」に記載されていない事項を対象とすることは許されない。それ故に、(イ)「発明の詳細な説明」の項に記載されない事項を「特許請求の範囲」に記載した場合は、公開しない部分について権利を要求したこととなり（特36条4項違反）、拒絶理由（特49条3号）および無効理由（特123条3号）となる。また、(上)「特許請求の範囲」に記載した発明範囲が「発明の詳細な説明」に記載した発明範囲より広い場合（特36条5項違反）も同様である。これらの場合は、「特許請求の範囲」を縮減することによって出願拒絶または特許無効をまぬがれることができる。また、出願公告決定謄本の送達前では、「特許請求の範囲」をそのままにして、「発明の詳細な説明」を補正すれば、発明の公開をすることとなり、出願拒絶をまぬがれることができる。もっとも、(ロ)「特許請求の範囲」に記載された発明範囲が、「発明の詳細な説明」に記載された発明範囲よりも狭い場合は、出願拒絶の理由にはあえてならない。

特許請求の範囲における発明の構成に欠くことのできない事項の記載要領については、従来より、一連の文章で書かれねばならないとされてきた。これは、旧特許法施行規則38条5項において「特許請求の範囲には発明の構成に欠くべからざる事項のみを第一項に記載すべし」と規定されている「一項」を、「一連の文章」と解していたことに由来するものである。しかしながら、現行法においては、このような法的根拠はなく、ただ「必須要件項」については独立形式（他の請求項を引用しない形式）で記載しなければならないとするが（特施規24条の2，8号），各構成要件を箇条書きで区切って記載した方が内容の理解が容易である場合には区切って記載してもよいとされている^⑧。このように、発明の構成が複雑でその内容の理解が困難な場合には、発明の各構成事項を箇条書きで区切って記載したとしても、一つの発明について一つの特許請求の範囲の記載のみを認める制度である単項制の下では、自然法則を利用した抽象的技術思想の創作である発明を単項でその必須要件を表現しつくすことは困難な場合が多く、ひいては権利者の保護も具体的な特許侵害訴訟などにおいて不十分な結果をみる場合も少なくなかった。そこで発明を十分に具体的に表現するために、昭和50年に多項制を採用し、発明の構成に欠くことのできない事項（必須要件項）のみならずその発明の実施態様（実施態様項）をも併記できるように改正し、特許権者の保護を国際的レベルにおくに至ったのである（特36条5項但書；同条6項・特施規24条の2）^⑨。

特許請求の範囲において発明の実施態様を記載しようとするときは、特許請求の範囲において記載された必須要件項を技術的に限定して、これをより具体化するように記載しなければならない（特施規24条の2，2号）^⑩。発明の必須要件項は最初に記載し、行を改めて次にその発明の実施態様を記載し、全請求項を通じて記載の順序によりアラビア数字の連続番号を付さなければならない（特施規24条の2，1号・3号・6号・7号；特施規24条関係様式16備考4）^⑪。

特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とは、矛盾しないように字句は統一して使用しなければならない（特施規24条関係様式16備考12イ）^⑫。

また、特許請求の範囲の記載は、必要以上に冗長すぎて、発明の構成を不明確にしたり^⑧、全体として一発明と認められないような表現として「または」とか「必要により」とか「所望により」とかの字句を原則として記載してはならない^⑨。

併合出願における特許請求の範囲の記載については、特定発明は特許請求の範囲の最初に記載する^⑩。各発明の必須要件項は、独立形式（他の請求項を引用しない形式）で記載し（特施規24条の2，8号）^⑪、実施態様項はその発明の必須要件項に続けて記載しなければならない（特施規24条の2，6号特；施規24条関係様式16備考12のハ）^⑫。その他の記載要領は前述の通りである。

（注1）特許庁は、発明の構成に欠くことのできない事項を記載する項を「必須要件項」、
・実施態様を記載する項を「実施態様項」と称するとする（特許庁・便覧：24・01 A・④）。

（注2）特許庁・便覧：24・01A—1。

（注3）実施態様項の記載（特36条5項但書）は、昭和50年の一部改正によって加えられたものである。いわゆる「単項制」より「多項制」の採用を意味する。「改正前においては、特許請求の範囲は、一発明を単項で表現することが原則とされた……（が）……この単項制では、抽象的な技術思想である発明を単項で表現しつくすことが困難な場合が少なくなく、特許請求の範囲の記載は抽象的な表現になりがちで、具体的な特許侵害訴訟などにおいて、発明の構成がより具体的に記載されていれば生じないであろう特許発明の技術的範囲をめぐる争がともすれば生じ、ひいては発明の適切な保護に欠け……このことはまた、第三者にとっても権利者の権利範囲が不明確であるという問題がある。そこで、このような問題を解決するため……特許請求の範囲には、発明の構成に欠くことのできない事項のほか、その発明の実施態様を併せて記載することができることとなった。」（特許庁・解説・P.112，参照）。

なお、「多項」制の言葉については、従来より存在していた。従来の多項制とは併合出願において、発明の必須要件のみをそれぞれ一項で特許請求の範囲に記載されたところから多項制と呼ばれていたが、昭和50年の特許法改正後は、一発明における必須要件項の他に実施態様項をも併せて特許請求の範囲に記載できるようになったため、これらを多項制と呼び、従来の多項制を単に併合出願と呼んで混同しないようにされている。（中山編・基礎・P.70（村岡好隆）参照）。

（注4）特許庁・便覧：24・01A—3。

(注5) 前掲書：24・01A-2。

(注6) 学説・判例についての詳細は、豊崎・新版・P.176の注③参照。

(注7) 中山編・基礎・P.91(佐藤文男)参照。

(注8) 具体的には次のような文例である。

〔特許請求の範囲〕

1. 次の各工程からなる、反射マークの製造方法。

(イ) 耐水性をもっている紙の片面にのりを付ける第一工程。

(ロ) のり面にガラス小球を散布する第二工程。

(ハ) ガラス小球の上面に合成樹肥を被覆する第三工程。

(注：一もつとも、これら各箇条書には、請求項に付す番号と区別するために、(A), (B), (C), ……文は(イ), (ロ), (ハ)……のような連続記号を付する。) 特許庁・便覧：24・03A-2。

(注9) 本項の(注3)参照。詳細は、吉藤・概説(5)・P.P.182~188; 中山編・基礎・P.70(村岡好隆)参照。

(注10) 特許庁・便覧：24・04A-1。

具体的に説明すれば、「たとえば、『1. A材を酸で処理する方法。』が発明の必須要件である場合に、その酸の一例として塩酸を用いることもあるとすれば、その実施態様として『2. 特許請求の範囲第一項記載の酸として塩酸を用いたA材の処理方法。』と記載することにより、必須要件項において抽象的に表現された発明の構成が技術的に限定され具体化されることとなる。」(中山編・基礎・P.71(村岡好隆))

(注11) 特許庁・便覧：24・01A-4。

(注12) 前掲書：24・01A-5。

(注13) 前掲書：24・02A-6。

(注14) 前掲書：24・02A-4。

具体的な不適例として、旧審査便覧は27・05A-2において次のものを例示している。

「異色に発光する帯状の電場発光体または蛍光灯を多数並置し、これらを同調装置に連動する切換装置に接続せしめ、同調周波数に対応した部分を発光せしめるようにしたことを特徴とする発光式同調表示装置。」

(説明)

この発明は、発光により同調を表示する装置であるから、上記記載中の「異色に発光する帯状の電場発光体または蛍光灯」は「黒色に発光する帯状の発光体」という表現が可能である。したがって、適切な表現があるにもかかわらず「または」を用いている上記の例は不適切である。

(注15) 特許庁・便覧：24・05P-5。

(注16) 前掲書：24・05P－1。

(注17) 前掲書：24・05P－3。

(3) 図面 (drawings)

特許出願に関する図面は、発明の内容を十分に理解するためのもので、明細書の補助的役割を果たすものである。したがって、明細書における記載によって発明の内容が理解できる場合は、図面は必要としない。

図面の作成要領は、特許法施行規則第25条にもとずき様式第17によって作成しなければならない^①。

しかしながら、図面に代る写真が願書に添付された場合、例えば、金属組織などを表す顕微鏡写真が図面として提出された場合は、その写真が明瞭なものであって、公報に掲載することができ、写真以外に図面として適当な表示の方法がないときは、図面として提出することができる^②。

いずれにしても、図面には、発明の特徴すなわち従来技術と異なる要件を重点的に示さねばならない。例えば、カレンダー時計の日付修正装置に関する発明の場合、日付修正装置およびそれに関連する日付板駆動機構は図示されねばならないが、ゼンマイや指示板などを図示する必要はない^③。

(注1) 特許庁・便覧：28・01A。

(注2) 前掲書：28・02A。

(注3) 工業所有権法研究会編著・工業所有権法質疑応答集・第一法規・昭和55年現在・P.207。

(4) 明細書の具体例

多項クレームの明細書の具体例を示せば、次のようになる^④。

(多項クレームの明細書の例)

明 細 書

1. 発明の名称

遠心脱水機の首振り防止装置

2. 特許請求の範囲

必須クレーム要件

1 駆動モーターをスプリングを介して外箱に取り付け、前記駆動モーターの回転軸に脱水かごを固着した遠心脱水機において、脱水かごにバランスリングを取付けた脱水かごの首振り防止装置

実施態様クレーム

2 バランスリングを脱水かごの上端に取り付けた特許請求の範囲第1項記載の脱水かごの首振り防止装置

3 脱水かごに断面コ字状のバランスリング取付部を形成するとともに円周上で分割したバランスリングを取り付けた特許請求の範囲第2項記載の脱水かごの首振り防止装置

4 脱水かごの上端を外方向に向って逆U字状に曲げ、そこにバランスリングをはめ込んで取り付けた特許請求の範囲第2項記載の脱水かごの首振り装置

3. 発明の詳細な説明(抜粋)

この発明は衣類などの脱水に用いる遠心脱水機における脱水かごの首振り防止装置に関する。

遠心脱水機の駆動モーターをスプリングで支えて脱水かごの振動が外箱に伝わらないようにした従来の遠心脱水機は、たとえ脱水かごが安全な平衡状態に作られていても脱水かごの中にぬれた衣類などを偏在させて起動した場合は、脱水かごの重心軸線とその回転軸の軸線とが一致しないため、脱水かごが大きく首を振って円滑に起動できず、あらためてぬれた衣類などの位置を直してから再起動しなければならない欠点があった。

この発明は、脱水かごの中のぬれた衣類などがある程度偏在した状態で起動しても脱水かごが首を振らず、円滑に起動する遠心脱水機を得ることを目的としている。

この発明を図面にもとづいて説明すると、第1図において、遠心脱水機の外箱1の内部に水受かご2をねじ3によって固着する。外箱1の下部にスプリング4を介して駆動モーター5を取り付け、その回転軸6は水受かご2の底部7にペロー8を介して設けた軸受9を貫通して水受かご2に延びその先端は、多数の脱水孔10を持つ脱水かご11に固

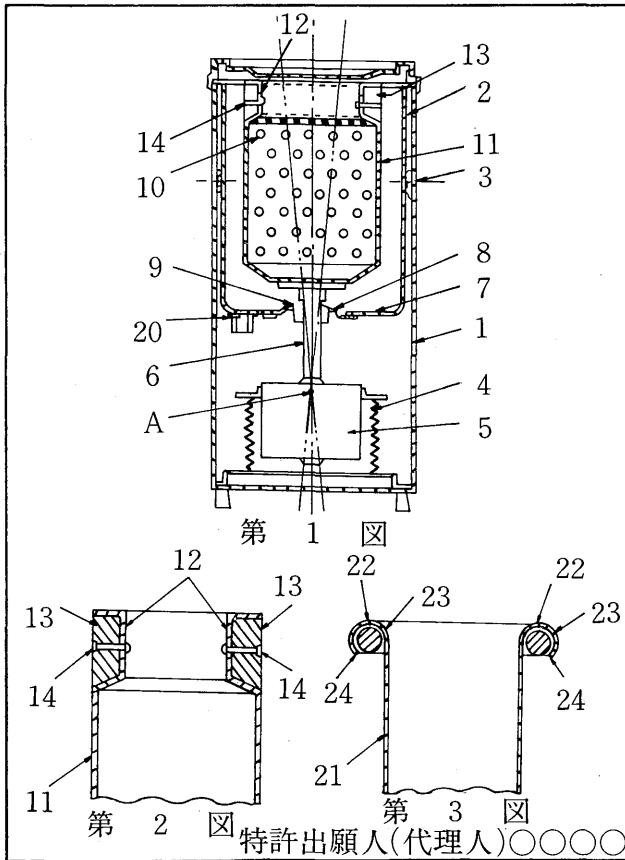
発 明 の 目 的

従来技術の問題点

発 明

実 施

の 構 成	態 様	<p>着される。脱水かご11の上端には全周にわたって断面コ字状のバランスリング取付部12を形成し、このバランスリング取付部の外壁には第2図に示すように分割したバランスリング13をリベット14で取り付ける。</p> <p>このようにバランスリングを取り付けた場合は、脱水かごの外径とバランスリング外周面を同径とすることができるので、水受かごを小型にすることができる。</p>
	実 施 態 様	<p>第3図はバランスリングを脱水かごに取り付ける場合の他の実施態様を示すもので、脱水かご21の上端を外方向に向かって逆U字状に曲げ、金属の丸棒をリング状にしたバランスリング23を脱水かごの下部から逆U字状の頂部22にはめ込み、脱水かごの先端24を内側にカシメてバランスリング23を脱水かご21に固着する。</p> <p>バランスリングをこのように取り付けた場合は、取り付け用リベットが不要となるほか、バランスリング23は金属の丸棒を折曲して作ることができるので、バランスリングの製造が簡単になる。</p>
	作 用	<p>上記のように構成された遠心脱水機の脱水かごにぬれた衣類などを偏在させて遠心脱水機を起動すると、脱水かごの上部に取り付けたバランスリングが鉛直軸のまわりに回転しようとする大きな慣性モーメントをもつため、これが脱水かごを首振り状態にしようとする衣類などの片寄りによる遠心力のアンバランスに抵抗して、脱水かごを鉛直に近い位置で安定に回転させることができる。</p> <p>以上の理由から、バランスリングの位置は、脱水かごの首振りの中心点（第1図A点）より遠ざけるほど、すなわち、脱水かごの上端にあればある程有効に作用する。</p>
	発 明 の 効 果	<p>この発明は以上説明したように、脱水かごにバランスリングを取り付けたという簡単な構造で衣類などの片寄りによる起動時の脱水かごの首振り運動を抑制し、起動を容易にする効果がある。</p>
		<p>4. 図面の簡単な説明</p> <p>第1図は遠心脱水機の縦断面図、第2ないし第3図はバランスリング取付部の実施態様を示す縦断面図である。</p>
		<p>特許出願人（代理人）○○○○</p>



(注1) 特許庁編・物質特許制度・多項制及び登録商標の使用義務の強化に関する運用基準，発明協会・昭50年・P P. 51～54。

特許庁編・特許出願のてびき，発明協会・昭和54年・P P. 33～37。

なお，具体例中の左記に記した「必須要件クレーム」，「実施態様クレーム」，「発明の目的」，「発明の構成」，「発明の効果」など語句は，具体的な明細書の記載参考例として表現されたもので，現実の明細書に記載する必要はない。

3 一発明一出願の原則

(1) 一発明一出願の原則の意義

一発明一出願の原則 (one application per invention) とは，一つの特許

出願について一つの発明のみを記載して特許を請求することをいう。この原則は、審査事務および登録事務上の便宜から生れたもので理論的なものではない^①。しかしながら、この原則は世界のすべての国において採用されているものである。わが国の特許法も、特許出願は、発明ごとにしなければならないと規定する（特38条）。

一つの発明と言うときのその範囲ないし単位はどのようなものを意味するのかが問題となるが、それはそれぞれの国の事情によって異なるものである。これは発明の単一柱（unity of invention）といわれる問題でもある。発明の単一柱（Einheitlichkeit der Erfindung）とは、したがって、一発明一出願の原則に適合するかどうかの判断基準を意味するものであるが、また、複合優先（パリ条約第4条F）における判断基準でもある^②。

（注1）特許庁・解説・P.115，参照；兼子他・セミナー(1)・P.308（吉藤発言）；中山編・基礎・P.68（高木千嘉）参照。

（注2）複合優先（multiplepriority, mehrere Priorität）とは、パリ条約にもとづく優先権の主張をするにおいて、同盟国の法令上特許発明の単一性がある場合にかぎり、特許出願人が二つ以上の優先権を主張することを理由とし、または優先権を主張した特許出願が優先権の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由に、優先権を否認したり、その特許出願を拒絶処分することを禁止することを意味し、結局、一つの出願に関し二つ以上の優先権の主張を含むことを意味する。すなわち、優先権の利益を受けるためには、第一回出願と第二回出願との間において、目的物の同一性が要求される。しかし、ここに言う目的物の同一性とは必ずしも目的物が同一のものでなければならないとは限らない。たとえば、第二国出願の目的物の構成要件が、A部分とB部分とに分たれる場合に、第一国においてA部分については出願甲、B部分については出願乙にもとずいて、第二国出願の優先権をそれぞれ主張することを意味する。

これは、それぞれの目的物に応じて出願する費用・労力を軽減しようとする趣旨である。複合優先の出願における優先権の主張の基礎となる第一国の優先権の主張は、同一同盟国でもよく、異なる同盟国になされてもよい。したがって、優先期間の始期はそれぞれ異なることは当然である。たとえば、A部分についての第一国出願人甲の出願日と、B部分についての第二国出願人乙の出願日とがそれぞれ基準となって、新規性が審査されるのである。

なお、特許協力条約との関係については、岡本栄太郎著・特許協力条約に基づく国際出願・徳山大学総合経済研究所紀要・第二号・P P. 70~71・MARCH・1980. 参照。

(3) 日本における一発明の概念

発明の単一性、すなわち、一つの発明の範囲と一つの願書に包含することのできる範囲とは、必ずしも一致するものではない。これは発明者の主観にもとずいて発明技術の分割によって出願することも考えられるが、むしろ、法技術的な問題である。なぜならば、発明の実態は、抽象的な技術的思想の創作物であって、その表現態様が社会的表現として、物および方法ないし物を生産する方法などとなって、ある種の有形物の形成または具体的方法的作用の効果に関するものとして表現されるからである。具体的には、特許請求の範囲における表現の最後を「方法」とするか「物」とするかによって、技術的には同一のものが、特許法上、異なったカテゴリーの発明とすることができるからである。また、明細書に記載された多数の実施例が、それぞれ独占の発明を構成するものであったとしても、それらの実施例に共通する一つの技術思想について特許を請求するものであるとき、これは一発明一出願の原則に適合するものであるといえる。このように、発明の単位をどのような基準で把握するかは、極めて困難な問題である。わが国特許法においては、一発明の範囲についての規定は存在しないが、特許法第2条3項は、「物の発明」(1号)、「方法の発明」(2号)、「物を生産する方法の発明」(3号)を発明の実施態様と規定し、また、同法第38条但書1, 2, 3号によれば、特定発明との構成に欠くことのできない事項を全部または主要部をその構成に欠くことのできない事項の主要部としている発明であって、その発明と同一の目的を達成するものも別個の発明としていることから、わが国特許法における一発明とは、抽象的技術思想における目的・構成・効果において、一体性のあるものとして認識することのできる最少限の単位であるといえることができる。

(3) 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) における発明の範囲
特許協力条約 (PCT) によれば、国際出願 (International application)

は、**“comply with the prescribed requirement of unity of invention”** 「所定の発明の単一性の要件を満たすこと」と規定している（PCT条約第3条4項3号）。また、発明の単一性（**unity of invention**）の要件（**Requirement**）については、特許協力条約は**“The international application shall relate to one invention only or to a group of inventions so linked as to form a single general inventive concept(“requirement of unity of invention”).”** 「国際出願は、一つの発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行う（発明の単一性の要件）」と規定している（特許協力条約第13規則13・1）。しかしながら、ここにいる「一発明」とは何か、「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」とは何を意味するのかについては、何等の定義ないし規定も存在しない。ところが、PCT規則13・1の規定は、特に、次のいずれか一方のことと許すものと解するとして、生産物についての独立請求の範囲に加えて、①その生産物の製造のために特に適した一つの方法についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること、②その生産物の用途について一つの独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること^①、方法についての独立請求の範囲に加え、その方法を使用するために特に設計した1の器具又は装置について1の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること^②、と規定はしているが、これでも、なお、一発明の範囲を意味するのか一群の発明の範囲を意味するのかが明白ではない。

しかしながら、これらのPCT条約に規定される発明の単一性についての範囲は、わが国の併合出願（特38条但書）として出願できる発明の範囲と合致するものである。

（注1）PCT・Rule 13, 13-2, (i)；

13.2 Claims of Different Categories

Rule 13.1 shall be construed as permitting, in particular, either of the following two possibilities:

(i) in addition to an independent claim for a given product, the

inclusion in the same international application of one independent claim for one process specially adapted for the manufacture of the said product, and the inclusion in the same international application of one independent claim for one use of the said product, or

(注2) PCT・Rule 13, 13-2, (ii);

(ii) in addition to an independent claim for a given process, the inclusion in the same international application of one independent claim for one apparatus or means specifically designed for carrying out the said process.

(4) 一発明一出願の例外(併合出願)

一発明一出願の原則を強く貫く場合、手続上の便宜にもとづいて採用された原則が、かえって不便を生ずる結果となり、手数と費用とを増加させることにもなる場合も起りうる。そこで、特許法は、一発明一出願主義の例外を認めた(特38条但書)。これは、二つ以上の発明を一出願とする場合を意味するから複数発明一出願であり、一発明一出願の原則の例外規定である。したがって、この二つ以上の発明は、当然に同一発明に該当するものを含まず、かつ特許請求の範囲の複数項性とも相違するものである^①。

このように、一願書に複数発明を記載することを、実務上^②、併合出願(**consolidated application**)と呼んでいる。併合出願における複数発明の一つの発明を特定発明と呼び(特38条)、その他の併合発明は、その特定発明に対し、①特定発明の構成に必須の事項の全部または主要部を主要部とする発明であって同一の目的を達成するもの(特38条但書1号)、②特定発明が物の発明である場合において、その物の生産法またはその物を生産する機械・器具・装置その他の物の発明またはその物の特定の性質を利用する物の発明(用途発明・**invention of use**) (前条但書2号)、③特定発明が方法の発明である場合、その方法の発明の実施に直接使用する機械・器具・装置などの発明(前条但書3号)のいずれかに該当する関係があれば、特定発明と同一の願書で併合して出願することができる。

併合出願制による場合は、先に述べたように、明細書中の特許請求の範囲の

記載は、発明ごとに区分して記載されねばならず（特36条6項）、特許出願に際し、複数発明一出願である旨を明確にせねばならない（特施規23条3項）。また、併合出願は、二つ以上の発明中の特定発明を最初に記載し、発明ごとに行を改めて記載し、連続番号を付さねばならない（特施規24条の2；特施規24条関係様式16^⑥）。

併合出願によって、複数発明を一つの出願によってなす場合は、手続上便利であるから、出願料および登録料は割引される（特195条，107条）。

その反面、出願中において、複数発明中のいずれか一つに拒絶理由があれば出願全体が拒絶される^⑦。また、特許された後は、一括しなければ移転することができない不便性がある^⑧。

（注1）英米における一発明の複数項制を意味する。わが国においても、大正10年法（旧法）における牽連発明が例外規定として存在したが、あまり実務的には利用されなかった。

（注2）(1)特許出願書類中の(ii)明細書の④特許請求の範囲における（注3）を参照。

（注3）特許庁・便覧：24・05P—4

（注4）拒絶理由の通知を受けた発明は、補正によって削除するか、また分割によって別出願とすれば拒絶を免れることができる。同旨：吉藤・概説(5)・P.218参照。

（注5）吉藤・前掲書・P.219・注2参照。

(5) 一発明一出願の原則に違反する場合

一発明一出願の原則に違反する出願は、特許法38条の要件を具備しないものとして、拒絶理由の対象となる（特49条3項）。しかしながら、この原則に違反しているにもかかわらず、看過して出願公告がなされた場合は特許異議の申立理由とはならず（特55条1項）、また特許された場合も無効理由にもならない。なぜならば、一発明一出願の原則に違反する行為は、無効審判請求の理由には挙げられていない（特123条）。また、この原則は理論上のものではなく、発明の審査手続上の便宜から生れたものであることにも由来する。